

平成14年4月17日

各位

株式会社 大和銀ホールディングス
(コード番号 8308)

債権の取立不能および取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社あさひ銀行(頭取 梁瀬 行雄)の取引先である第一家庭電器株式会社および同社の関連会社について、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立が行われました。この結果、第一家庭電器株式会社および同社の関連会社に対する債権について取立不能および取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

(1) 名称	第一家庭電器株式会社	株式会社第一クレジット
(2) 所在地	東京都新宿区新宿 6-23-15	東京都新宿区新宿 6-23-15
(3) 代表者の氏名	国分 忠男	大塚 恵三
(4) 資本金の額	19,364百万円	40百万円
(5) 事業の内容	家庭電気製品販売業	割賦金融・リース業

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

第一家庭電器株式会社

平成14年4月16日、東京地方裁判所へ民事再生手続開始の申立

株式会社第一クレジット

平成14年4月16日、東京地方裁判所へ民事再生手続開始の申立

3. 当該取引先に対する債権の種類および金額

第一家庭電器株式会社

株式会社 あさひ銀行 貸出金 22億円

株式会社第一クレジット

株式会社 あさひ銀行 貸出金 4億円

なお、当社子会社である大和銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行には本件に関する債権はありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

平成14年3月期の業績予想に影響はございません。

以上

本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実にあたる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になった方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。